

華蔵寺公園のツツジ再生活動のボランティアを募集します

華蔵寺公園共生「はな咲く。」プロジェクトの一環として、ツツジの再生を目的としたボランティアを募集します。ツツジの枝にかかっている松葉の摘み取りやツツジの補植活動を予定しています。

期日 5月11日(土)

時間 午前10時～11時30分

会場 華蔵寺公園

対象 市内に在住または在勤・在学の人

申し込み・問い合わせ 4月

15日(月)から26日(金)までに

電話または、氏名・電話番号・

年齢を記入の上、メールで公

園緑地課(☎27)2769、

kouen@city.jisesaki.lg.jp)



▲松葉の摘み取りの様子

伊勢崎市犯罪被害者等支援条例を制定しました

誰もが、ある日突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。被害者やその家族・遺族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や誹謗中傷などによる二次被害にも苦しむ場合があります。

そのような状況にある犯罪被害者などを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して伊勢崎市犯罪被害者等支援条例を制定しました。

問い合わせ 人権課 (☎27-2730)

主な支援の内容

市では、犯罪の被害に遭った被害者やその家族を支援するために、見舞金の支給や相談窓口の設置、関係機関との連携を行います。

【見舞金の支給】

犯罪被害による経済的負担を軽減するため、被害者や遺族に見舞金を支給します。

●遺族見舞金＝犯罪行為により亡くなった人の遺族に30万円を支給します

●重傷病見舞金＝犯罪行為により療養期間が1カ月以上の重傷病を負った人に10万円を支給します

※令和6年4月1日以降の犯罪行為により、被害に遭った人または遺族が対象です

※犯罪行為による被害に遭った時に、市内に住所があることなど、支給には一定の要件があります。その他の要件は問い合わせるか市ホームページを確認してください



▲市ホームページ

【相談窓口の設置】

人権課では犯罪被害者などの相談に応じます。支援に関する情報提供や市役所で行う手続きの案内のほか、必要に応じて関係機関との調整を行います。

時間 午前9時～午後5時

※土・日・祝日は除きます

【関係機関との連携】

伊勢崎警察署および公益社団法人被害者支援センターすてっぴぐんまと連携し、必要な支援を行います。

市民や事業者の皆さんの協力が必要です

犯罪被害者やその家族・遺族が再び平穏な生活を送るためには、地域や勤務先などでの皆さんの理解と協力が必要です。

条例では市民および事業者の責務として、支援の必要性への理解や二次被害防止のための配慮などを定めています。ご協力をお願いします。

高齢者のための在宅サービス

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、さまざまな在宅サービスを行っています。利用や申請方法などの詳細は問い合わせてください。

問い合わせ 高齢政策課(☎27)2752

新しいサービス

【見守りライト(通信機能付き電球)の貸与】

対象 次のいずれかに該当する人で、緊急通報装置を利用していない人

●65歳以上の1人暮らしの人

●65歳以上の人のみで構成されている世帯で、日常生活に不安がある人

対象を拡充したサービス

【特殊詐欺対策自動通話録音装置の貸与】

対象 65歳以上の人のみで構成されている世帯で、緊急通報装置を利用していない人

【特殊詐欺対策電話機等購入費の補助】

対象 60歳以上の人のみで構成されている世帯

【エアコン購入費などの補助】

対象 65歳以上の人のみで構成されている世帯

成されている次の全てに該当する世帯

●自宅にエアコンが1台もない、または故障により使用できないエアコンが1台もない

●世帯員全員が市民税非課税

※故障による買い替えも対象です

【高年齢者タクシー利用料の助成】

対象 運転免許証を所有しておらず、次のいずれかに該当する人

●65歳以上70歳未満の1人暮らしの人

●70歳以上の人

【はり・きゆう・マッサージ施術費の助成】

対象 65歳以上の人

【訪問理・美容サービス】

対象 65歳以上で原則要介護3以上の人

3以上の人

●高年齢者タクシー利用料の助成、はり・きゆう・マッサージ施術費の助成、訪問理・美容サービスは、令和5年度に申請した人は電話または専用ホームページで申請できます。詳しくは市ホームページを確認してください。



▲市ホームページ

【介護用車両購入費の補助】

車いす仕様車の購入・改造にかかる費用の一部を補助します。必ず購入・改造前に申請してください。

【マイサボ事業 日常生活用具の給付】

対象 65歳以上の人

※対象は品目により異なります

給付品目 シルバーカー・入浴補助用具・電磁調理器

【緊急通報装置の貸与】

対象 次の全てに該当する人

●65歳以上の1人暮らしの人

●急変の恐れがある慢性疾患や障害などがある人

●特殊詐欺対策自動通話録音装置を利用していない人

【紙おむつの支給】

対象 65歳以上で要介護4・5の人または要介護3で重度の認知症の人

【住宅改造費の補助】

高齢者が住む住宅のバリアフリー工事にかかる費用の一部を補助します。必ず着工前に相談してください。

対象 介護認定を受けている65歳以上の人

【給食サービス】

対象 65歳以上の1人暮らしで、食事の準備が困難で見守りを必要とする人

利用料 1食300円から

※利用できるのは週2回まで

【布団の乾燥・丸洗い】

対象 65歳以上の1人暮らしで、布団の手入れが困難な人

【ぐくちよきシニアパスポート】

県内外の「シニア」協賛店で提示すると割引などが受けられるカードを配布します。

対象 65歳以上の人

配布場所 高齢政策課、各支所市民サービス課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター

災害時における指定福祉避難所の開設及び管理運営に関する協定を締結しました

市内で災害が発生または発生する恐れがある場合に、社会福祉法人が管理・運営する施設の一部を指定福祉避難所として利用することなどを定めた協定を14法人と締結しました。この協定の締結により、高齢者や障害者などの要支援者の避難場所の確保につながりました。

問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)

指定福祉避難所とは

指定福祉避難所は、通常の避難所での生活が困難な人を受け入れる避難所です。

避難できる人は、事前に市が特定した高齢者や障害者などの要支援者やその家族のみです。

※一般の人は避難できません

協定を締結した社会福祉法人(順不同)

一葉、植竹会、おおぎだ、宮郷会、三友会、パトリア、さかい福祉会、和会、まがたま会、ことぶき、赤堀・東福祉会、植木会、光徳会、明清会



▲協定を締結した社会福祉法人の代表者と市関係者